

新規就農アドバンス研修業務委託企画提案

審査要領

1 目的

新規就農アドバンス研修業務委託企画提案（プロポーザル）の審査に関する事項を次のとおり定める。

2 審査方法

- (1) 審査は、新規就農アドバンス研修業務委託審査会（以下「審査会」という。）が、審査基準に基づき、参加申込者から提出された企画提案書の書面審査とプレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査し、最優秀者を選定する。
- (2) 評価項目ごとに審査会の委員（以下「委員」という。）が評価を行い、各委員の評価点の合計が一番多い参加申込者を最優秀者とする。
- (3) 本事業の目的と大きく乖離した企画内容である場合、認定しないこともある。

3 審査基準

| | 評価項目 | 評価の着眼点 | 配点 |
|---|------------|---|--------|
| 1 | 企画内容及び実施体制 | <ul style="list-style-type: none">・本研修の趣旨・目的を理解し、仕様書の内容を研修企画に反映した有益な研修内容となっているか・専門講師ならではの効果的な手法を盛り込んだ内容となっているか・研修生のモチベーションを高く保つ工夫はあるか・研修の実施に当たり、信頼できる実施体制が確保されているか | 50/100 |
| 2 | 講師の評価 | <ul style="list-style-type: none">・講師はこの研修内容に関連した高い専門性を持っているか・講師は研修生を引き付ける話力・指導力を持っているか・講師は豊富な研修実績を有しているか | 20/100 |
| 3 | 経済性 | <ul style="list-style-type: none">・十分な効果が期待できる適正な見積もり、費用対効果の高い内容となっているか。支出の内訳が明確であり、またその積算根拠が合理的な内容であるか | 5/100 |
| 4 | 業務執行体制 | <ul style="list-style-type: none">・業務委託を実施できる十分な受託体制があるか・事業遂行に係る専門的機能や技能を有しているか | 5/100 |
| 5 | 業務実績 | <ul style="list-style-type: none">・類似の業務実績があり、その内容から本事業の遂行能力があると認められるか | 10/100 |
| 6 | 全体事業コンセプト | <ul style="list-style-type: none">・プレゼンテーション及びヒアリング | 10/100 |

4 審査手順

審査は、下記により行う。

- (1) 委員は、第3の項における審査基準について、5段階で審査・採点する。また、加重倍率を適用する項目には同率を乗じた点数を算出する。
- (2) 委員全員の合計点が6割以上に達したものを選定の対象とする。
参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の合計点が6割以上に達した場合に選定対象とする。
- (3) 各委員の点数を合計し、合計点の最も高い提案を最優秀提案とする。
- (4) 最優秀者が協定締結を辞退した場合は、次点者と協定締結の交渉を行う。

- (5) 同点となった場合は、以下の評価手順により選定する。
- ア 「2」以下の評価の数がより少ないこと。
 - イ 加重倍率設定項目（各評価項目のうち2倍以上の倍率が設定されている項目）のうち、合計点がより高いこと。
 - ウ 委員の議決により、より多数の委員から選定されること。
- (6) 参加申込者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
- ア 全委員中少なくとも、1人以上の委員における評価で、1点の評価が1項目以上あった場合。
 - イ 全委員の評価で、合計して3箇所以上の項目で、2点以下の評価があった場合。
 - ウ その他、参加申込者が事業を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合。
- (7) 審査結果は、市ホームページで公表する。但し、企業名は最優秀者のみを公表することとし、参加申込者には別途郵送により通知する。参加申込者本人が自らの審査内容について開示を希望する場合は、通知日より2週間以内に農業経営支援課へ来庁の上、その旨を申し出ることとし、その際は参加申込者が提出した企画内容における、各評価項目の合計点を開示する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、審査会が別に定める。

附則

この要領は令和3年6月11日から施行する。